

人材確保法制定の経緯と内容、その現状

今月始まる通常国会において、教員給与の在り方が議論されます。現状の「義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（人材確保法）制定の経緯と、制定当時の教員給与の改善内容等についてみていきたいと思います。

野川 孝三（教育総研特別研究員）

人材確保法制定の経緯

1971 年(昭和 46 年)6 月の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の中で、**教員の資質向上のための基本的提言として、義務教育の教員の初任給を一般の公務員より 3～4 割高くすることが提案**された。これは、当時の教員の給与水準が、一般行政職公務員や民間企業の給与水準と比較して決して高いものではなかったこと、また、日本の産業や経済の著しい発展もあって、いわゆる優秀な人材が教育の場に集まらなくなる傾向が出てきたことが背景となっている。

このような状況をふまえ、当時の文部省は、教員に優れた人材を確保し学校教育の水準の維持向上に資するため、**1973 年(昭和 48 年)2 月、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」（人材確保法案）を国会に提出**した。この法案については、政府部内でも他の公務員との均衡が崩れるという懸念から法案作成段階で議論があり、国会に提出してからも、この法律による給与改善計画が 1971 年(昭和 46 年)の中央教育審議会答申が提言した 5 段階給与の導入につながるとして野党や教育界の一部から強い反対があった。最終的には、5 段階給与は考えないことを明確にし、必要な修正を行った上で、国会提出 1 年後の **1974 年(昭和 49 年)2 月に成立**した。その後、この人材確保法の趣旨に沿って、以降 3 次にわたって教員給与の計画的な改善が行われた。

教員給与の改善内容

第 1 次改善	1974 年(昭和 49 年)3 月 初任給、最高号俸の引上げを含む 平均 9%の給与引上げを行う人事院勧告 がされ、1974 年(昭和 49 年)1 月に遡及して実施された。この結果、教員の初任給は、一般行政職の初任給に対し、15.1%高くなった。また、改善前の教員給与は、最高に達しても当時の行政職俸給表の 5 等級（県の係長相当）と 4 等級（県の課長補佐相当）の中間水準であったものが、常に行政職の 4 等級を上回るように改善された。
第 2 次改善	1975 年(昭和 50 年)1 月 俸給表の改定により平均 3%と、義務教育等教員特別手当（俸給月額額の 4%相当の定額手当）の新設により、合計で 平均 7%の改善 が行われた。

第3次改善 1回目	1977年(昭和52年)4月 義務教育等教員特別手当が引き上げられ(俸給月額の6%相当の定額手当)、また、主任手当、部活動手当が創設された。
第3次改善 2回目	1978年(昭和53年)4月 中堅教員の俸給表改善及び義務教育等教員特別手当が引き上げられ、主任手当の支給対象拡大、大規模校の校長、教頭に係る管理職手当の上げが行われた。
これらの給与改善により合計25%引き上げられた。なお、人材確保法第3条において、「義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない」とされており、人材確保法の完成時において一般行政職と比した教員給与の優遇分は7.42%となった。また、校長給与の場合、改善前には県の行政職の課長補佐と同程度の水準であったのが、部次長と部長の中間水準までになった。	

現状と今回の教職調整額増額(案)との関係

当初7.42%までであった一般行政職との教員給与の優遇分については、一般公務員の職務の級の増加(8級制から11級制へ)や昇格制度の改善等により、相対的に低下してきている。小泉政権下には、2006年の行革推進法等に基づいて優遇分の削減として、数年間にわたって義務教育等教員特別手当の削減が行われた。現在では優遇分は、0.35%まで低下している(2018年度～2022年度の5年間平均)。

文科省は、教職調整額を現行の4%から13%に引き上げることを2025年度予算の概算要求で行ったが(閣議決定された政府予算案では6年間かけて10%に引き上げ)、この13%の根拠は、低下した人材確保法による給与の優遇分について、人材確保法完成時の優遇分まで回復することがねらいであった。

人材確保法による優遇分の回復が目的ならば、本来は、給特法を根拠とする教職調整額ではなく、人材確保法制定時の経緯をふまえて、給料表の改定か義務教育等教員特別手当の増額で対応すべきである。小泉政権下で行われた義務教育等教員特別手当の削減の経緯があることを文科省は勘案せざるを得なかったと思われるが、取るべきことは、過去の政権で削減された同手当の復元とさらなる増額ではないだろうか。

2023年5月にまとめた自民党特命委員会の「令和の教育人材確保実現プラン(提言)」において、「人材確保法の初心に立ち返った教師の処遇改善を実現する必要がある」としているなら、教職調整額の増額ではなく、義務教育等教員特別手当を増額するのが道理である。

※義務教育等教員特別手当は、地方自治法第204条第2項及び教育公務員特例法第13条の規定を基に支給される。給与の均衡・権衡の観点から、義務教育等教員特別手当は高校等の教員にも支給されるものである。